

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求のうち、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対して平成29年7月11日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、返還決定金額1,025,460円を超える部分に係る審査請求は却下し、その余の部分に係る審査請求は棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、請求人に対して行った本件処分について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 請求人が手帳の更新を行わなかったため、障害者加算の誤計上による保護費の過支給がなされているが、更新のお知らせは本来送られてはこないものであることを最近までは知らなかった。
- (2) 処分庁は、検診命令を出している以上、平成28年10月14日（1回目の検診命令）時点で本件手帳が更新されていない事実

に気づいていたにもかかわらず、その後も過払い分の保護費の支給を継続して返還請求をせず、その結果として巨額の返還請求を受けることになった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求のうち、本件処分による返還決定金額1,025,460円を超える部分に係る審査請求は不適法であるから行政不服審査法45条1項の規定を適用して却下し、その余の部分に係る審査請求は理由がないから、同条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年3月19日	諮問
平成30年4月23日	審議（第20回第4部会）
平成30年5月21日	審議（第21回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法7条によれば、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。」とされている。そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、「加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって

行われるべきものである。」とされている（問 7 - 1 7（答））。法 8 条 1 項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。

- (2) 上記の「厚生労働大臣の定める基準」である「生活保護法による保護の基準」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）において、加算制度が定められており、保護基準は、障害者加算を行う者として、「障害等級表の 3 級又は国民年金法施行令別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者」を挙げており（別表第 1・第 2 章・2・(2)・イ）、そのうち、1 級地（東京都〇〇市を含む。）に在宅する者に対しては、月額 1 7, 5 3 0 円（平成 2 7 年 4 月 1 日以降）を加算することとしている（別表第 1・第 2 章・2・(1)）。

なお、上記障害者加算（1 級地・在宅）の月額は、平成 2 4 年 4 月 1 日から同 2 5 年 7 月 3 1 日までの間は 1 7, 8 9 0 円、同 2 5 年 8 月 1 日から同 2 6 年 3 月 3 1 日までの間は 1 7, 6 0 0 円、平成 2 6 年 4 月 1 日から同 2 7 年 3 月 3 1 日までの間は 1 7, 8 2 0 円である。

- (3) 障害者加算に係る障害の程度の判定について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日付社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされ、これらを所持しない者については、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うものとされ、保護受給中の者について、月の途中で新たに障害

者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととされ（第7・2・(2)・エ・（ア）ないし（ウ））、上記局長通知の「障害の程度が確認できる書類」について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものとし、同手帳の2級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める2級の障害（障害者加算対象）と認定するものとされている（第7の間65・答）。

また、障害者加算その他の認定に関し検診が必要と認められるときは、検診を命ずべきとされ、検診を行った医師等から検診書の送付を受けたときは、その記載内容について検討し（中略）、これを受理することとされている（局長通知第11・4・(1)・イ及び(4)）。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）によれば、他の法律又は制度による保障、援助等を受けることができる者又は受けることができると推定されるものについては、極力その利用に努めさせること（第6）としており、局長通知（第6・10）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律については、特にその活用を図ることとしていることからすれば、あくまで、精神障害者保健福祉手帳を取得するかどうか、ひいては、同手帳を取得し障害者加算を受けるかどうかは、被保護者の意思を尊重して、行うものと解される。

(4) 法61条によれば、「被保護者は、収入、支出その他生計の

状況について変動があったときは、（中略）すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない」とされている。

- (5) 法63条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とされている。

同条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであって、同条の「急迫の場合等」には、調査不十分のため、資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解されている（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁。なお、東京高等裁判所平成25年4月22日判決（訟務月報60巻2号381頁掲載判例）も参照）。

- (6) 問答集によれば、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」等、限定的な範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱い（以下「自立更生免除」という。）として差し支えないものとされているが、いわゆる浪費した額等は自立更生の範囲には含まれないものとされている（問13-5（答）(2)・エ）。

- (7) 問答集によれば、法63条の規定による返還請求権の消滅時

効期間は5年間（地方自治法第236条）なので、実際に当該請求権を行使する日（法第63条に基づき返還額の決定をする日）前5年間を超える保護費については、消滅時効が完成したものとして取り扱って差し支えない」とされている（問13-18（答））。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、請求人に係る保護費について障害者加算の認定をしたが、その後、平成23年11月30日をもって本件手帳の有効期限が切れたため、本来、その翌月から請求人に係る障害者加算の認定を削除すべきであったところ、処分庁は、本件手帳の有効期限経過後の平成23年12月以降も請求人に対して障害者加算の認定を継続し、障害者加算額に相当する保護費を過大支給していたため、処分庁は本件処分を行った。その後、処分庁は、本件処分について、法63条に基づき返還金額を決定した本件処分日（平成29年7月11日）前5年間を超える障害者加算額に相当する支給済保護費については、地方自治法236条1項の規定により消滅時効が完成したものとして取り扱うこととし、本件処分による返還対象期間を「平成24年8月1日から平成29年5月31日まで」（以下「本件返還対象期間」という。）とした上で、返還決定金額1,043,350円のうち1,025,460円を超える部分（17,890円）の決定を取り消していることが認められる。

したがって、請求人は、本件処分のうち当該部分（17,890円）の取消しを求める法律上の利益を失ったというべきであるから、本件審査請求のうち当該部分の取消しを求める審査請求は、不服申立ての利益を欠いた不適法なものとして却下を免れない。

- (2) 本件処分のうち、上記(1)以外の部分に係る審査請求について

処分庁は、請求人に係る保護費のうち障害者加算額について、消滅時効が完成していない平成24年8月1日から、法63条に基づく返還額の対象となる資力が発生したものとした上で、本件返還対象期間の障害者加算額に相当する全額（1,025,460円）が、本件返還対象期間の支給済保護費の全額（8,817,290円）よりも少なかったことから、当該障害者加算額に相当する支給済保護費全額について、返還を求めることを決定したことが認められる。

そして、処分庁が、本件処分を行うに当たり、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、自立更生免除の有無について確認しているといえ、請求人の自立更生が阻害された事実があったとは認められない。

したがって、本件処分のうち上記(1)以外の部分については、法令等の定めに従い適正に行われ、違算等も認められないことから、違法又は不当な点はない（本件処分の一部取消通知の別紙（返還保護費対比表）参照）。

- 3 請求人は、手帳の更新を行わなかったため、障害者加算の誤計上による保護費の過支給がなされているが、更新のお知らせは本来送られてはこないものであることを最近までは知らなかった旨主張する（第3・(1)）。

しかし、担当職員が、請求人に配布した「生活保護のしおり」には、保護受給者が障害手帳の取得や更新を行ったときは、担当ケースワーカーに届出をする必要がある旨の記載が認められること、本件手帳にはその有効期限が平成23年11月30日と明記され、請求人は、平成23年11月30日をもって本件手帳の有効期限が切れることを知り得ることができたにもかかわらず、本件手帳の更新手続をすることなく、本件手帳の有効期限経過後、

直ちに処分庁にその旨の申告、届出もしていなかったこと、さらに、手帳を取得するかどうか、ひいては、同手帳を取得し障害者加算を受けるかどうかは、被保護者の意思を尊重して行うものと解される（前記1・(3)）ことから、この点に関する請求人の主張には理由がないというほかない。

- 4 次に請求人は、処分庁が平成28年10月14日（1回目の検診命令）時点で手帳が更新されていない事実に気づいていたにもかかわらず、その後も過払い分の保護費の支給を継続して返還請求をせず、その結果として巨額の返還請求を受けることになった旨主張する（第3・(2)）。

しかしながら、「手帳に記載する手帳の交付日は、市町村長が申請を受理した日」とされていることから（平成7年9月12日健医発第1132号。厚生省保健医療局長通知「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」第二・4・(2)）、請求人が1回目の検診命令における検診を受ける日（平成28年10月14日）以後、仮に同年10月中に〇〇市において手帳の申請をすれば、その後、手帳の発行自体が遅れたとしても、手帳の申請受理日に遡って、当該申請受理日を手帳の交付日とすることができることから、処分庁は、少なくとも平成28年10月中に請求人に係る保護費のうち、従来障害者加算の認定を削除した上で、別途、手帳の申請受理日の属する月（同年10月）の翌月の11月1日から請求人について障害者加算の認定をすることも可能であったといえる。しかし、請求人は、1回目の検診命令後も手帳の申請をしておらず、処分庁は、再度、請求人の依頼に応じて2回目の検診命令（平成29年4月7日）を行い、その後もなお、請求人が手帳を所持していなかったことから、同年4月20日、障害者加算の認定を削除したことが認められる。

以上の点を踏まえると、処分庁が1回目の検診命令（平成28

年10月14日)の時点において、直ちに請求人に係る保護費のうち障害者加算の認定を削除しなかったことをもって、本件返還対象期間における障害者加算額に相当する支給済保護費の返還を求める本件処分(上記2・(2)の部分)について、取り消すべき理由があるとはいえない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分(上記2・(2)の部分)に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美